

市民農園貸付料の返還について（受付日：令和8年3月6日）

Q 職場の転勤に伴い、貸付期間の途中で市に市民農園の返還を申し出たところ、貸付料は返還しないとの説明を受けた。

宇部市市民農園貸付要綱の規定に「相当な理由があると市長が認めたとき」は返還することができるがあるが、どのような場合か教えて欲しい。

A 市民農園の貸付料については、宇部市市民農園貸付要綱第15条の規定により、既に納付された貸付料は返還しないことを原則としています。

ただし、以下の2つの場合に限り、貸付料を返還することができることとする例外を設けています。

①市民農園利用者の責めによらない理由により貸付ができなくなったとき。（第15条第1号）

これは、市民農園自体の利用が物理的に不可能になった場合や、管理者である宇部市の事情により農園の提供を継続できなくなった場合が該当します。（例：災害による土壌の損壊、地権者の意向または公共事業による区画の廃止・用途変更など）

②前号に掲げるもののほか、相当な理由があると市長が認めたとき。（第15条第2号）

これは、第1号のように市民農園の提供が不可能になったわけではないものの、農園を取り巻く環境や社会情勢の著しい変化などにより、市民農園利用者が農園の利用を継続することが著しく困難になったと市長が認める場合が該当します。（例：農園周辺での長期間にわたる大規模工事による著しい環境悪化、市からの利用自粛要請など）